

軽自動車税(種別割)の減免申請について

問申 住民生活課税務係 ①②番窓口 TEL 64-1106



身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の日常生活に不可欠な生活手段となっている軽自動車の軽自動車税(種別割)を

一定の要件のもとに減免する制度があります。減免を受ける場合は次のものをご用意のうえ、期日までに税務係へ申請してください。

なお、減免を受けることができるのは、身体障がい者等の方が所有する軽自動車等(18歳未満の場合は家族の方)で、身体障がい者等一人につき一台です。(普通自動車も含む。)

障がいの内容によって減免を受けられない場合がありますので、申請される方はあらかじめ税務係へお問い合わせください。

《申請期日》

5月31日(金) 厳守

《減免申請に必要なもの》

①身体障がい者等本人が運転する場合

①手帳(交付されている次の手帳のいずれか)

- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

②運転免許証(身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合、運転者の免許証)

③自動車検査証

④納税通知書

⑤申請者の個人番号が確認できる資料

・マイナンバーカード

・氏名、住所等が住民票と一致している通知カード等

②身体障がい者等と生計を一にする人が運転する場合

①から⑤

⑥生計同一証明書または住民票(申請予定日より概ね1カ月以内)に発行されたもの。継続の方は不要です。)

③身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する人が運転する場合

①から⑤

⑦常時介護証明書(申請予定日より概ね1カ月以内に発行されたもの。継続の方は不要です。)

※生計同一証明書及び常時介護証明書の発行機関や住民票については、お問い合わせください。

和歌山県から自動車税に関するお知らせ

問 紀中県税事務所 課税課 TEL 64-1260

○自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)です。納期限内に納税をお願いします。

お近くの金融機関窓口、コンビニなどでお早めに納付してください。

パソコン、スマートフォンなどからクレジットカードを利用して納付もできます。

納税通知書に印字されているコンビニ収納用バーコードを利用して、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay、au Pay等)

でも納付することができます。ぜひご利用ください。

○自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車は、名義や障がいの程度など、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。